

令和4年10月5日

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	<p>平成18年から指定管理者制度がスタートして16年目になるが、指定管理業者の入替えの状況はどうか。</p>
働き方改革実現課長	<p>令和4年4月1日現在、指定管理者制度を導入している施設が131施設あり、管理運営を行っている指定管理者数は延べ50団体である。</p> <p>このうち、3年から5年の管理期間について、2期連続して指定を受けている指定管理者数は42団体である。</p> <p>指定管理者制度を導入して、1度も指定管理者が変わらず現在に至っている指定管理者数は27団体である。</p>
高橋（啓）委員	<p>総務省が急激な物価変動に対し、指定管理者が行う施設管理に影響が生じないように丁寧な対応を行う旨の通知も発出されているようだが、県の対応はどうか。</p>
働き方改革実現課長	<p>電気料金や燃料価格などを始めとした物価高騰等の変動リスクに関して、指定管理者制度導入手続き等に係るガイドラインでは原則として指定管理者の負担としつつも、施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、指定管理者と県との協議事項としている。</p> <p>県としては、まず施設所管課が今回の物価高騰を鑑み、指定管理者における管理運営への影響の度合いを適切に把握した上で施設の性質や類似施設の状況、県民サービスの維持など様々な観点から、十分に検討し、必要に応じて協定等に基づき、指定管理者と施設所管課が協議を行い、施設運営の見直しや指定管理料の引上げなど、状況に応じて適切な対応を行っていくものと認識している。</p> <p>一方で昨今の状況を踏まえ、光熱費高騰の管理運営に対する影響を確認したところ、現時点では、具体的な影響はない、もしくは影響は見通せないと答えた指定管理者もあれば、影響はあると答えた指定管理者もあった。</p> <p>施設の管理運営の形態がそれぞれ異なる中で、施設によって管理運営に影響が生じる時期やその度合いが様々であると感じている。</p>
高橋（啓）委員	<p>現状における指定管理者制度に関する課題をどのように捉えているのか。</p>
働き方改革実現課長	<p>県と指定管理者間のリスク負担について、物価変動とは別に、気象条件など様々な要因による運営費の膨張は、ガイドライン上は指定管理者の負担により対応することになっているが、一方で、例えば施設の老朽化も進んでおり、協定の中では指定管理者が行うことになる軽微な補修に要する経費の増加や大雪などにより想定を超えた除雪費がかかる場合等、指定管理者の負担が想定よりも増加し、指定管理料では対応が困難な場合も生じる可能性があることは課題の一つと認識している。</p> <p>指定管理者がリスクを負担しきれないことがあらかじめ明らかな場合には、県が直接対応する取扱いをした事例もある。</p> <p>また、最近では指定管理者への応募者が減少傾向である。例えば、令和3年度は6件の募集を行ったところ、いずれも応募者が1者のみであり、競争となっていない現状にある。良質な管理を行う指定管理者をいかに確</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	<p>保していくかについても課題と考えている。</p> <p>物価高騰に伴って様々な補正予算を編成しているが、指定管理者に対する対応策についての考え方はどうか。</p>
総務部長	<p>今回、日本中で、ここまでの物価の急激な上昇については、オイルショック時以来の事態であるとも考えられ、ここ数十年の我々の知見ではなかなか見えてこない状況に直面していると思っている。</p> <p>こうした状況下における考え方としては、協定締結時に想定できなかったような事態には互いに合意しながら、基本的にはケースごとに丁寧に対応していくしかないと思っている。</p> <p>また、指定管理者制度が導入された平成 18 年当時は、本県の人口は 130 万人だったが、現在は 104 万人で減少傾向にある。県財政全体の規模も縮小せざるをえないのが実態だと思っている。そういった厳しい財政状況も踏まえながら、どのように折り合いつけていくかといったところも大きな視点で考えていく必要がある。</p>
楳津副委員長	<p>ガイドラインに沿って対応しているとの答弁があったが、変動も含めた状況の変化があった場合への対応については、ガイドラインの変更も念頭に検討すべきである。今回提案している県有施設の電気料金高騰への対応に係る補正予算と同様に指定管理施設も対応していかないと、今後、指定管理者への応募者がいなくなってしまう可能性もあると考えるがどうか。</p>
総務部長	<p>例えば、東京では指定管理者制度は競争原理が働くと考えられているが、山形県では 1 者からしか申込みがないという事態が現に生じており、非常に大きなギャップを感じている。</p> <p>人口規模が指定管理者制度開始時から 30 万人減っており、今後 20 年でさらに 20 万人減少する可能性がある中で、施設自体のあり方も考えなければならない。財政全体あるいは県の所有する施設全体の中で、人口規模に合ったものを考えなくてはならないと思っている。これは総論として何かを減らすものではなく、今後も物価高騰が当面続くことが想定されることから、そういったことを踏まえて厳しい財政状況も含め、様々な面から検討すべきと考える。</p>
高橋（啓）委員	<p>会計年度任用職員に対する勤勉手当支給に対する考え方はどうか。また、人事委員会における審議状況はどうか。</p>
職員課長	<p>総務省のマニュアルによれば会計年度任用職員について勤勉手当は支給しないことを基本とするとされており、その理由として、長期継続雇用を前提にしていないことなどから、支給しないことが適当とされていると記載されている。併せて、会計年度任用職員の勤勉手当については「各地方公共団体における期末手当の定着状況を踏まえた上で検討課題とすべきもの」との考えが示されている。</p> <p>現在、中央省庁にて、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について検討がなされていると聞いている。協議結果の公表が今年末に予定されており、これを注視している状況である。</p> <p>令和 2 年の人事委員会の報告においては、会計年度任用職員制度について任命権者における適切な運用を求めており、昨年の報告では、育児休業</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	<p>の取得回数制限を緩和するなど、仕事と家庭生活の両立を支援するために適切な措置を講ずることを求めてきた。こうした報告に至るまで、人事委員会においては、全国的な課題である会計年度任用職員の処遇に関して、国における検討や他県の動向について任命権者とともに注視していくとの話が出ている。なお、会計年度任用職員の給与については人事委員会勧告において直接言及していないが、当委員会の勧告に基づく常勤職員の給与を基礎として、条例等に基づき任命権者において決定していると理解している。</p>
高橋（啓）委員	<p>一時金を上げる場合、期末手当と勤勉手当の配分状況はどうか。</p>
職員課長	<p>当該配分については、これまでも国の取扱いや県内民間の支給状況を踏まえて決定してきているところである。具体的な配分の考え方については、人事院勧告の内容や、県内民間における一定率分と考課査定分の支給割合を考慮して勧告を行ってきている。具体的に最新の公表データとして、県内民間の令和2年冬期賞与における係員クラスの考課査定分の配分状況は、一定率分については52.7%、考課査定分については47.3%という調査結果が出ており、県職員の期末手当56.5%、勤勉手当43.5%と比較すると県職員の期末手当のウエートが高く、勤勉手当は低いという状況になっている。</p> <p>このため、プラス勧告の場合は勤勉手当に配分、マイナス勧告の場合は期末手当に配分という結果になっている。</p>
高橋（啓）委員	<p>職員採用試験の受験者が減ってきていることから、時間外労働の関係を含めていろいろ分析したようだが、山形県職員の採用試験の状況や受験者確保対策の状況はどうか。</p>
高橋（啓）委員	<p>また、定年の引上げについて、人事委員会における検討状況はどうか。</p>
職員課長	<p>山形県職員の採用試験においては、東京都を除く他の都道府県と同様に、受験者数が減少しており、最終合格者に対する倍率を比較すると、大卒全体で平成23年度の10.0倍から令和4年度は3.1倍となるなど大幅に低下している状況である。</p> <p>人事委員会としては、国の他の試験等、他県等の動向も注視するとともに、先行事例の効果等について調査検討していきたいと考えて準備をしている。</p> <p>また、受験者確保にあたっては、まず県職員の魅力を知ってもらうことが重要であると考えており、特に技術系の受験者確保対策として、総合土木職、林業職のPR動画を制作し、大学生への説明会や若手職員との座談会などで活用するなど各任命権者と連携をして魅力のPRに努めている。</p> <p>定年の引上げについては、昨年的人事委員会報告の中で任命権者に対し、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、国家公務員の制度に準じて所要の措置を講ずることを求めつつ、人事委員会自らも、定年の引上げに伴う勤務条件に関して、講ずべき措置について検討を進めるところである。</p> <p>今年度的人事委員会において、議論を重ねているところであるが、人事委員からは、定年引上げは、質の高い行政サービスを維持していくため60歳を超える職員の能力と経験を本格的に活用していくとするものである。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	<p>が、職員の視点に立てば、給与を始めとする勤務条件のほか、職員の身分や任用に大きく関わるものであり、ひいては職員のライフプランにも影響を与える大変重要な制度の見直しである、との認識が示されている。その上で、定年引上げ制度全般について丁寧に検討した結果を表明すべきとの方針のもとで現在最終調整を行っている段階である。</p> <p>公立高等学校と私立高等学校の入学者数の比率として、7対3で推移してきたと考えていたが、私立高等学校の入学者数の比率が3割を超えている状況にあると聞くが現状はどうか。</p>
学事文書課長	<p>公私の入学者数割合については、概ね7対3と申し合わせがされてきたところであるが、近年は結果として私立が3を若干超える状況になっている。</p> <p>私学助成制度の充実、私立高等学校の特色ある取組み、受験者、保護者の意識の変化等様々な要因が重なり合い、その結果として私立高等学校により多くの中学3年生が入学を志望している状況になっている。</p>
金澤委員	<p>今定例会の議案に係るパソコンの取得についての具体的な理由や調達状況はどうか。</p>
やまがた幸せデジタル推進課長	<p>パソコンの調達は、基本的に県庁の中で各職員がネットワークに接続して使っているパソコンである。今回発注する理由は、現在、使用しているパソコンが、ウィンドウズ10というOSを使用しているが令和7年10月にサポートが切れるため、新しいウィンドウズ11にOSを更新する必要がある。そうした場合、スペックが低く、ウィンドウズ11に更新できないパソコンが県庁内に複数あるため、代替のパソコンを3か年かけて調達するものである。</p> <p>また、調達については複数の業者による一般競争入札で実施している。</p>
金澤委員	<p>今後、導入予定のパソコンの台数はどうか。</p>
やまがた幸せデジタル推進課長	<p>県庁全体で管理しているパソコンが約9,800台あり、このうち、OSの更新ができない分として6,300台ある。その6,300台を今年度から3か年かけて調達するものである。</p>
金澤委員	<p>過去最大の補正額というが、補正予算の財源内容はどうか。</p>
財政課長	<p>9月補正予算は冒頭提案で408億円、追加提案を行った10億円を合わせて約418億円であり、補正額としては過去最大の規模となった。</p> <p>まず、国庫支出金は216億円を使用しており全体の52%弱となる。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と災害関係の国庫補助などである。次の大きな財源が県債であり、143億円、34.1%である。この2つを合わせると、85.7%ということになり、大宗を国庫支出金と県債で賄っていることになる。</p> <p>国庫支出金について、特に臨時交付金は国10分の10で、一般財源の負担が無く、災害関係の国庫補助負担金についても、事業費に対して公共土木施設については原則3分の2、農林水産施設については事業費とともに補助率も高くなっていくため、実際は90%以上補助金としていただけると</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	<p>認識している。</p> <p>従って、県の負担は県債を除けば、ほぼ無いということになる。県債については後年度負担が生じるが、災害復旧事業については、95%が地方交付税で措置されるため、こちらについても財政的な影響は大きくはないと考えている。</p> <p>残りが、繰越金及びふるさと納税（寄附金）として計上している一般財源であり、43億円、10.3%となっている。</p> <p>具体的に一般財源を充当している事業内容はどうか。</p>
財政課長	<p>追加提案分を含めると、一般財源は43億円であり、充当項目としては、一つは、過年度に受け入れた国庫補助金等の返還金であり、17億円になる。この大半がコロナ対応における病院の空床補償や医療費の公費負担などに充てる新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金であり、これはどの程度不用が生じるか最後まで見通せなかったことによるものである。</p> <p>加えて、豪雨被害対応分の事業費約275億円のうち、一般財源として約11億円を使用している。例えば、道路では路肩の軽微な損壊、土のうの設置、倒木の処理、土砂の撤去などである。農林水産物等災害対策費の場合は、公共災害復旧事業の対象となる要件が、40万円以上であることから、40万円未満の農地や農業施設、林道の復旧、農作物被害対策などが挙げられる。</p> <p>更に、県有施設の電気料金対策として5.3億円、一般財源としては5.2億円ほど、ふるさと納税の返礼品等に2.7億円ほどとなっている。</p>
金澤委員	<p>被災者に対する県独自の制度も行っていくようだが、県財政の見通しはどうか。</p>
財政課長	<p>6月・9月補正については、国の臨時交付金を活用し、生活者支援や産業支援に最大限配慮しながら取り組むことができたが、物価上昇や原油価格高騰の収束の見通しが立たない状況にあるため、国からの財政支援も踏まえながら、県として今後の施策を検討していかなければならない時期に来ていると考えている。</p> <p>中長期的には、人口減少が進む中で、行政の支出の範囲を見直していく必要もあるが、緊縮財政だけでは県の発展も見込めないことから、産業振興や社会資本整備等に意を用いながら、税収増につながる施策に取り組まなければならないと認識している。</p> <p>今年度の当初予算でも調整基金の取崩しを195億円見込んでおり、決して楽観できる状況ではなく、社会資本整備や産業振興等にも意を用いる一方で、歳出の徹底した見直しも進め、持続可能な財政運営に取り組んでいく。</p>
金澤委員	<p>これまでの豪雨災害を受けて、新たに山形県と市町村による独自の被災者生活再建支援策を始めるにあたり、市町村から了承は得ているのか。</p>
防災危機管理課長	<p>全ての市町村から同意を得ている。制度創設に当たり費用負担の割合については、様々な意見もあった。県としては市町村と一緒に支援していくという考え方から、負担割合を1：1と提案したが、県の負担をもう少し増やせないのか等の様々な意見もあった。そうした中、丁寧に話をしながら</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	<p>ら、時間はかかったが、すべての市町村から同意いただいたところである。</p> <p>今回、追加補正として 3,600 万円の事業費となっているがこの積算根拠はどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>令和 4 年 8 月豪雨の被害状況を踏まえた予算措置であるが、被害状況が全て確定したわけではないため、見込みを含めた金額である。</p>
金澤委員	<p>各職場におけるデジタル化の取組状況はどうか。</p>
働き方改革実現課長	<p>働き方改革の推進に向けて、業務の効率化や業務そのものの縮減に加え、多様で柔軟な働き方ができる環境整備を進めることが肝要であり、その実現のための取組みとして、デジタル技術の活用が大変重要である。</p> <p>そのため、1 つにはデジタル技術を生かしていく上で必要となる行政手続のオンライン化を推進し、昨年度はまずオンライン化の前提となる押印の廃止を進めた。こうした取組みに加えて、現在様々なデジタル技術の活用を進めている。</p> <p>主なものとしては、例えば各所から報告される時間外勤務の実績の集計作業など、職員がパソコン上で行う単純・定型的な作業を自動化するロボティック・プロセス・オートメーション（以下、RPA）がある。この RPA の導入を拡大する取組みとともに、会議などの音声データを文字データに自動的に変換する AI 会議録作成支援システムの活用、オンライン会議の推進、在宅勤務やテレワークの推進を行っている。</p>
金澤委員	<p>デジタル技術の活用による効果はどうか。</p>
働き方改革実現課長	<p>RPA や AI 会議録作成支援システムについては、直接的に職員の業務負担の軽減が図られている。RPA については、昨年度までに 5 業務で導入し、現在も活用しているが、それぞれの業務で概ね 8 割程度の作業時間の短縮効果が認められ、令和 4 年 4 月から 8 月までの 5 か月分の実績は、概算で 300 時間程度の業務の削減効果を目視している。</p> <p>また、AI 会議録作成支援システムについては、音声データの質に左右されるが、概ね議事録の作成時間を半減させる程度の効果があり、令和 4 年 4 月から 8 月までの 5 か月で 236 回の使用実績がある。推計で 500 時間程度の業務削減効果が得られていると目視している。</p> <p>オンライン会議については、参加する側は会議への移動が必要なくなるため、職員や外部の参加者の身体的負担が軽減され、時間的な余裕も生まれる。会議を開催する側も、会議室の確保が不要で参加者が遠方であっても参加できることから、より会議等の日程を柔軟に設定しやすく、調整に係る事務負担も軽減できている。</p> <p>在宅勤務の一層を利用しやすい環境づくりなどにも取り組んでいるが、デジタル技術の活用により、業務の効率化が図られ、柔軟な働き方の実現に繋がっていると考えている。</p>
金澤委員	<p>デジタル技術を活用した今後の展開をどのように考えているのか。</p>
働き方改革実現課長	<p>RPA については、今年度新たに 6 業務に導入するなど導入の拡大を図っており、AI 会議録作成支援システムについては、引き続き利用拡大を</p>

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	<p>推進していきたい。</p> <p>さらに、これまで以上に在宅勤務がしやすい環境の実現や、業務にデジタル技術をより利用しやすい執務環境づくりを進める上で、ペーパーレス化を進めることも必要であり、ペーパーレス化の実現に向けてどのような取組みが有効なのかも含めて、関係部署とも連携しながら今後検討していきたい。</p> <p>令和2年7月豪雨に対する新たに山形県と市町村による独自の被災者生活再建支援策を実施するにあたり、準備に時間がかかり過ぎたのではないか。</p>
防災危機管理課長	<p>被災者に対する国の制度ではなかなか賄えないところがあり、それを補完する制度が必要だという認識のもと、他県の状況を調べて研究し、各市町村と意見交換を重ねてきた。</p> <p>令和2年7月豪雨で被災した市町村と勉強会や意見交換をして積み重ねてきた。令和3年度には、全ての市町村を訪問し、直接意見交換を行い、今年度はその意見を踏まえて、具体的な案を作成して、それで全ての市町村長に説明し、同意を得たもの流れである。</p>
志田委員	<p>各市町村との調整中で、どのような意見があったのか。</p>
防災危機管理課長	<p>他県では全額支出している例もあることから、本県もできないのかという意見もあった。そういった中で、丁寧に説明を行い、現在の案となっている。</p>
志田委員	<p>被災者に対する見舞金を要綱化したのはいつ頃か。また、35市町村のうち見舞金制度を実施している市町村の状況はどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>見舞金については令和2年の水害の時に要綱化した。35市町村の中で、臨時的に見舞金を設けている3自治体を含めて、見舞金制度を実施しているのは、18自治体である</p>
志田委員	<p>県民視点から考えると居住地によって市町村からも見舞金を貰える方と貰えない方が出てきて、不平等が生じる可能性も考えられるがどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>見舞金という性格もあり、それぞれの市町村の考え方で制度を作っていると理解している。現時点では、県として現在の制度を維持していきたいと考えている。</p>
志田委員	<p>今後、市町村としっかりと協議した上で、一つの体系づけられた制度にすべきと考える。</p> <p>また、県土整備部でも、浸水等の被害で半壊以下の被害を受けた被災者が復旧修繕工事を行う場合の補助事業があるというが、非常に複雑であり被災者に対する事業については、パッケージ化すべきと考える。</p> <p>加えて、当該事業の根拠が要綱では弱く、条例化するべきと考えるがどうか。</p>
防災危機管理	<p>現状では、防災くらし安心部の支援制度や見舞金、県土整備部の復旧修</p>

発 言 者	発 言 要 旨
課長	<p>繕支援事業を予算の資料中でパッケージとして紹介しており、今後もわかりやすく説明していきたいと思っている。</p> <p>県土整備部の事業等も災害の中身、程度、被害に応じた臨時的な制度として対応してきた。恒久的な制度となるため条例を制定することについては、現時点では考えておらず、まずは制度をしっかりと運用して、より良い制度になるよう検討していきたい。</p>
志田委員	被災者に対する事業について整理できるのはいつ頃か。
防災危機管理課長	<p>まずは、8月の大雨で被災された方への支援をしっかりと進めていく。実際に制度を作っていく中で、市町村も含めて様々な方々と意見交換等をする必要があると思っており、丁寧に議論を進めていく必要があると考えている。</p>
志田委員	見舞金については、床下浸水も支給対象とする考えはないか。
防災危機管理課長	<p>現在の見舞金制度として、床上浸水までは見舞金を支給することになっている。</p> <p>現在の制度でも、床下浸水の状態をもってして見舞金を支給しない訳ではない。例えば、雨による土砂災害で損壊が実際に生じた場合、損壊の状況に応じて見舞金は支給することができる。実際の被害状況に応じた見舞金制度になっている。</p>
志田委員	被災者に対する事業に用いられる被害認定調査の認定について、市町村職員が調査を行う際の基準の周知や職員のレベル向上に向けた取組状況はどうか。
防災危機管理課長	<p>職員の質の確保については、被害認定調査を行う際に不公平があってはならないことから、基準が必要であり、内閣府で被害認定基準の指針や手引きを策定し、平常時においてもわかるように示されている。</p> <p>今回の大雨被害の際、県は内閣府と連携し、市町村職員に対する研修会を開催した。また、内閣府とUR都市機構が被害認定調査の協定を結んでおり、市町村での対応に当たってもURの職員から様々な指導していただき、円滑に進むようしている。</p>
志田委員	県では障がい者のトライアル雇用制度を実施しているが、この制度以外における知的障がい者の雇用状況はどうか。
人事課長	<p>トライアル雇用制度については、平成21年度から始めており、会計年度任用職員の身分により、6カ月以内の期間を1単位として最大1年間雇用する制度である。</p> <p>本年6月1日現在の知事部局、病院事業局及び企業局を含めた障がい者の雇用人数は正職員が61名、会計年度任用職員が98名、合計159名という状況である。このうち、知的障がい者の雇用は、トライアル雇用制度からの移行により現在雇用している職員に限って言えば6名いる。</p>
志田委員	トライアル雇用制度は、雇用される障がい者が自宅から通える範囲で勤務できるよう、各総合支庁で行っていると認識している。トライアル雇用

発 言 者	発 言 要 旨
人事課長	<p>の場合、職種のマッチングが必要だが、雇用を増やすことは考えているのか。</p> <p>トライアル雇用については、各地区で広く雇用する観点から、基本的に各総合支庁で受け入れており、本年10月1日現在7名が勤務している。今年度については、総合支庁以外の県内出先機関で新たに1名受け入れており、今後も障がい者に適した業務・職場の掘り起こしを行い、幅広く雇用していきたい。</p>
志田委員	<p>市町村における障がい者雇用の状況はどうか。県が行っているトライアル雇用のような取組みを行っているのか。</p> <p>また、トライアル雇用の周知など、障がい者雇用の促進について県は市町村にどのように働きかけているのか。</p>
市町村課長	<p>市町村における障がい者雇用の状況については、障雇者雇用促進法に基づき、市町村から山形労働局に直接報告する仕組みになっており、山形労働局にてホームページで法定雇用率等を公開しており、令和3年6月1日現在、障がい者の法定雇用率2.6%を達成している市町村が24、達成していない市町村が11となっており、なお、達成していない市町村のうち4市町村については年度途中で新たに障がい者を雇用し、令和3年12月1日までに法定雇用率を達成しているとホームページに掲載されている。</p> <p>なお、新しい動きとして、1団体が、常勤職員として採用予定の方が非常勤職員として勤務するプレ雇用を実施しており、また、1団体が非常勤職員として勤務した後、選考を経て常勤職員として採用するステップアップの取組みを始めている状況である。この他にも検討段階の団体もあることから、今後もう少し増えるかと思っている。</p> <p>県としても、市町村の人事担当課長会議において、県で実施しているトライアル雇用について紹介するなど情報提供等を行っている。</p>
志田委員	<p>少子化の影響で子どもの数が減り、多くの小中学校が廃校となっている。まちづくりや地域づくりの観点から廃校を利活用することについてどのように考えるか。</p>
みらい企画創造部長	<p>少子化の影響で学校の統廃合が進んでいるが、一方で学校施設は地域コミュニティの核であり、地域のシンボルとして活用していきたいという声が多いことも承知している。人口減少が進む中で、公共施設や民間施設を新しく作るよりは、既存のストックを有効活用していく時代に入っていると考えている。廃校は広大な敷地や教室の間仕切りがあるなど、様々な社会教育施設、交流拠点、民間企業、創業支援による活用が進んでおり、県内でも様々な事例が出てきており、アイデアややり方次第で様々な活用が可能であり、地域に新たなにぎわいをもたらす拠点になる可能性があると考えている。</p> <p>文部科学省でも廃校活用の事例集を作成していることから、みらい企画創造部としても地域活性化の取組みについて、アンテナを高くして事例の紹介や情報提供を行ない、廃校の利活用について後押しを図っていきたくと考えている。</p>
楳津副委員長	<p>移住定住について、新型コロナの影響で、リモートワークやオンライン</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>くらすべ山形 魅力発信課長</p>	<p>会議が普及し、地方への関心が高まっているが、移住相談の変化や移住定住者の状況はどうか。</p> <p>移住相談については、山形と東京の2か所で対応しており、平成27年度に東京にハッピーライフ情報センターが開所した時の相談件数は268件、直近の令和2年度の相談件数は848件、3年度は1,053件と順調に伸びている状況である。</p> <p>また、県の移住相談窓口を通して移住された方の数は、平成27年度24人、13世帯、令和2年度143人、81世帯、3年度264人、132世帯であり順調に伸びている状況である。</p>
<p>榎津副委員長</p>	<p>今年度は、関西圏と中京圏で移住の取組みを始めると言うがいつ頃開設するのか。また、取組みについての情報発信はどのように行うのか。</p>
<p>くらすべ山形 魅力発信課長</p>	<p>これまでは首都圏を中心として、移住施策を展開してきたが、大阪事務所及び名古屋事務所に移住相談窓口を新たに設置することとした。具体的な開設予定日はまだはっきりしていないが、開設に向けて準備を進めている。</p> <p>また、情報発信として、関西圏、中京圏の方を対象としたセミナー開催や、セミナーと連動して山形に実際来ていただくツアーの開催を予定しており、こちらを通じて情報をしっかり届けたいと考えている。</p>